

## 1 指針の性格等

- (1)性 格
  - 高知県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という）に基づき、
    - ・犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進する
    - ・犯罪被害者等に対する支援の基本方針や重点課題、具体的施策、総合的な体系等を示す
- (2)検証・見直し
  - 条例に基づいて設置した「高知県犯罪被害者等支援推進会議」において検証、検証結果は適宜公表する
  - 犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う  
見直しにあたっては犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くほか必要な措置をとる
- (3)推進体制等
  - 関係機関と連携した支援体制（知事部局・警察・民間支援団体の調整会議）
  - 市町村との連携、協力の推進（市町村担当課長会、ブロック別担当者会）

## 2 指針の構成

### 基本方針1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

〈重点課題〉

〈具体的施策〉

〈重点課題〉

〈具体的施策〉

(1) 相談窓口の設置、情報の提供等

被害初期における迅速な相談支援  
犯罪被害者等支援に特化した相談支援  
性犯罪被害者に関する相談支援  
犯罪被害者の属性に応じた相談支援  
各種犯罪被害に関する相談支援

(5) 安全の確保

安全の確保のための一時保護  
児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等  
犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施  
警察における再被害防止措置の推進  
警察における保護対策の推進  
犯罪被害者等に関する情報の保護  
ストーカー事案への適切な対応

(2) 経済的負担の軽減

犯罪被害者が受けられる経済的支援制度の情報提供等  
犯罪被害給付制度の運用、公費負担制度の活用  
犯罪被害者等への経済的支援制度  
市町村と連携した経済的負担の軽減

(6) 居住の安定

居住の確保

(3) 日常生活の支援

民間支援団体による直接的支援  
保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等

(7) 雇用の安定等

事業主等の理解の増進等  
雇用の安定

(4) 心身に受けた影響からの回復

保健医療サービス及び福祉サービスの提供  
教育現場における支援、相談体制の充実等  
警察による支援及び情報提供等

### 基本方針2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

〈重点課題〉

〈具体的施策〉

〈重点課題〉

〈具体的施策〉

(1) 県民の理解の増進

犯罪被害者等支援に関する広報の実施  
犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業  
教育現場における人権教育の実施  
二次被害の防止の促進

(2) 人材の育成

関係団体に対する研修の充実等、職員等に対する研修の充実等、指定被害者支援要員制度の活用、警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

(3) 民間支援団体に対する支援

民間支援団体に対する支援の充実